

新型インフルエンザワクチンの接種に関する 指定都市市長会緊急要請

新型インフルエンザが本格的な流行期に入り、引き続き感染が拡大する中、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすための措置のひとつとして、全国で新型インフルエンザワクチンの接種が行われることとなり、市町村は、接種医療機関や接種時期等の情報を住民にきめ細かく周知すること及び低所得者を対象に費用助成を行うこととされております。

指定都市においては、優先接種対象者で接種を希望される方に対し、混乱なく接種を受けていただくよう上記事務について万全の準備を進めているところですが、この度の措置は、地方との事前協議もなく示されたものであり、地方に財政面及び事務手続きにおいて新たな負担を生じさせるものとなっております。

指定都市は我が国の人口の約2割が居住していることから、その影響は非常に大きいものがあります。つきましては、以下の点について十分な配慮をしていただくよう緊急に要請いたします。

- 1 新興感染症から国民の生命を守ることは国の責務であり、新型インフルエンザ罹患により重篤化のおそれのある国民に確実にワクチンを行き渡らせることは本来国において行うべき事務である。従って、低所得者の負担軽減に要する経費について、全額国庫負担すること。
- 2 当該接種に関する市民周知や各種証明発行等の事務に必要な経費について、全額国庫負担すること。
- 3 基礎自治体の事務に混乱をきたさないよう、今後、新たに地方に事務負担や財政負担を求める場合は、あらかじめ地方と十分な協議を行うこと。

平成 21 年 10 月 19 日
指 定 都 市 市 長 会